◇防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五九号）（防衛省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

3　一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、行政職俸給表㈠六級以上に相当する職員が五五歳に達した日後における最初の四月一日以後の俸給月額等について減額の規定を定めることとした。（附則関係）

4　常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに生徒に支給される六月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一四〇に引き下げるとともに、一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

二　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正関係

1　一般職の国家公務員の例に準じて経過措置による俸給を改定することとした。（附則第一五条関係）

2　経過措置による若年定年退職者給付金の額の算定に係る俸給月額を改定することとした。（附則第一六条関係）

三　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、一の4に係る改正規定は平成二三年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第二三二号）（文部科学省）

1　公立学校の学校薬剤師の公務災害補償に関し、休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二二年一二月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二三三号）（防衛省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　若年定年退職者給付金の額の調整に係る給与年額相当額の算出について、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げを反映させることとした。（第二四条関係）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二七年法律第二六六号。以下「法」という。）附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額職員」という。）に対する勤務一時間当たりの給与額については、当分の間、減額した額とすることとした。（原始附則第四項関係）

3　減額職員に対する俸給の特別調整額については、当分の間、減額して支給することとした。（原始附則第五項関係）

4　減額職員に対する特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）については、当分の間、減額して支給することとした。（原始附則第六項～第一三項関係）

5　法附則第七項に規定する減ずる額の計算その他法附則第五項及び第六項の規定の実施に関し必要な事項については、一般職の国家公務員の例によることとした。（原始附則第一四項関係）

6　減額職員である若年定年退職者に対する若年定年退職者給付金の額の算定基礎となる俸給等については、当分の間、減額した額とすることとした。（原始附則第一五項及び第一六項関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一九年政令第五七号）の一部改正関係

俸給の特別調整額の定額化に伴う経過措置による額を改めることとした。（附則第二条関係）

三　この政令は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二二年法律第五九号）の施行の日から施行することとした。

法　律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十二年十一月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第五十三号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「第十九条の六まで」の下に「及び附則第八項第六号」を加え、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、「第十九条の七」の下に「及び附則第十一項」を加え、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の八十五」と、「百分の百五」に、「百分の五十五」を「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第八項第六号において同じ。」を加える。

第十九条の七第一項中「この条」の下に「及び附則第八項第七号」を加え、同条第二項第一号イ中「次項」の下に「及び附則第八項第七号」を加え、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同号ロ中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十五」を削る。

第二十二条第一項中「三万五千二百円」を「三万五千百円」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8　当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　俸給月額　当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に百分の一・五を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第十項及び第十一項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第十項において「俸給月額減額基礎額」という。）